

令和4年度国民年金保険料などのお知らせ

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方（厚生年金などに加入している方を除く）は、学生を含め国民年金へ加入し、毎月国民年金保険料を納める必要があります。

●令和4年度国民年金保険料
月額16、590円

※昨年度の保険料は、月額16、610円です。

※付加年金の保険料（月額400円）の変更はありません。

●お得な前納制度

保険料を6カ月分、1年分または2年分をまとめて前払いすることで、保険料が割引される制度です。2年分を現金で前納した場合、14、540円が割引されますので、ぜひ利用ください。

※4月1日発送の「令和4年度国民年金保険料納付書」には、2年前納の納付書は同封されていません。

※2年前納の支払期限は5月2日です。希望する方は、手続きに時間を要するため、早めに申し込みください。

●申請先 相馬年金事務所

●そのほかの納付方法

前納制度は保険料を現金で

納める方法のほか、口座振替や、クレジットカードで納める方法があります。特に、口座振替は納め忘れの心配がなく、前納による割引率も現金で納めるより優遇されます。

※詳細は相馬年金事務所に問い合わせください。

◎保険料を納めていない期間があると、将来、年金を受け取ることができない場合や、事故や病気などで障がいを負ったとき、または死亡したときに、障害年金や遺族年金を請求できない場合があります。失業や収入が少ないなどの理由で保険料を納めることが難しい方は、次の免除制度を利用ください。

【保険料の免除等申請】

保険料の全額または一部（4分の3、半額、4分の1）を免除、納付猶予する制度があります。免除申請は2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

●必要書類

▽失業した方Ⅱ雇用保険の離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写しなど

▽令和3年福島県沖地震で被災した方Ⅱ被災証明書（半壊以上）の写し、被災状況届（罹災証明書により損害額が確認できる場合は不要）、保険金の金額を確認できる証明書の写し（保険金が支払われた場合のみ）

●申請先

▽相馬年金事務所

▽市役所1階保険年金課

※原発事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所があった方は、申請書に震災当時の住所を記載するだけで免除を受けられます。

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことにより、所得額が国民年金保険料の免除に該当する額まで低下する見込みのある方は、簡易な所得の申立書に収入が減少したことを記載することで、免除が受けられる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことにより、所得額が国民年金保険料の免除に該当する額まで低下する見込みのある方は、簡易な所得の申立書に収入が減少したことを記載することで、免除が受けられる場合があります。

【学生納付特例制度】

学生の方は、在学中の保険料が納付猶予されます。

また、昨年度に学生納付特例を承認された方で、令和4年度も同じ学校などに在学していれば、4月以降にはがき形式の申請書が日本年金機構より送付されます。引き続き制度を希望する場合は、必要事項を記入し、返送ください。

●必要書類 学生証の写し、在学証明書（原本）など

●申請先

▽相馬年金事務所

▽市役所1階保険年金課

【免除、納付猶予期間の保険料を後払い（追納）】

免除または納付猶予の期間があると、保険料を全額納付した場合と比べ、将来もらえる年金額が減ります。免除の承認を受けてから10年以内であれば、保険料を後から納めること（追納）で、年金額は減りません。

●申請先 相馬年金事務所

※免除の承認を受けてから3年度目以降に追納する場合、当時の保険料に加算額が追加されますので、早めの追納をお勧めします。

【産前産後期間の免除】

国民年金保険料を納めている方で、平成31年2月1日以

降に出産した方、または出産予定の方は、所得に係なく産前産後期間の保険料が免除され、追納しなくても将来もらえる年金額が減りません。

●申請期間 出産予定日の6カ月前から受け付けます。

●必要書類

▽出産前に届け出する方Ⅱ母子健康手帳など

▽出産後に届け出する方Ⅱ添付書類は不要です。

●申請先

▽相馬年金事務所

▽市役所1階保険年金課

【ここまでの申請方法】

申請書を申請先へ郵送、または持参ください。

●申請・問い合わせ先

▽保険年金課（☎372141）

〒976-8601

中村字北町63-3

▽日本年金機構相馬年金事務所（☎365172）

※音声案内で「5番」を選択

ください。

〒976-8510

中村字桜ヶ丘69

申請書はこちら



固定資産税に関するお知らせ

固定資産価格などの縦覧

令和4年度固定資産税について、土地の固定資産税の納税者は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の固定資産税の納税者は家屋価格等縦覧帳簿を縦覧し、市内の土地または家屋の価格などを知ることができます。
※非課税のものを除く。

◎縦覧は無料です。ただし、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、委任状など）を持参ください。

※当該納税者の代理人として委任状を持参した方、当該納税者の同一世帯の親族で納税者からの委任がある方も縦覧できます。

●縦覧期間 4月1日（金）5月2日（月）8時30分～17時
※土・日曜日、祝日を除く。

●縦覧場所 市役所1階税務課

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、

本人確認書類を持参の上、その固定資産の令和4年度固定資産課税台帳を閲覧することができます。

借地人・借家人なども関係する固定資産についてのみ閲覧できます。本人確認書類と、閲覧者と対象物件との関係が分かるもの（賃貸借契約書など）を持参ください。この場合の閲覧手数料は1回200円です。

※縦覧期間中に閲覧する場合は無料です。

●閲覧期間 4月1日（金）令和5年3月31日（金）8時30分～17時
※土・日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く。

●閲覧場所 市役所1階税務課

固定資産課税減免区域の変更

●津波浸水区域にかかる減免 東日本大震災による津波被害を受けた固定資産の減免は、復興事業未了の一部区域を除き、令和3年度で終了しました。

●津波浸水区域にかかる現況地目 利用再開されていない宅地および雑種地（宅地比準）は、左表のとおり現況地目を見直しました。

●現況地目の見直し

令和3年度	令和4年度以降
宅地	雑種地（宅地比準 30%）
雑種地（宅地比準 70%）	雑種地（原野並み）
雑種地（宅地比準 30%）	雑種地（原野並み）

●被災家屋にかかる評価額の減額見直し 東日本大震災により、全壊、大規模半壊、半壊の被害認定を受けた家屋について、令和3年度まで評価額の減額（全壊60%、大規模半壊45%、半壊25%）を行ってききましたが、令和4年度から修繕済みの家屋は、評価額の減額を一律10%に見直しました。

●問い合わせ先 税務課（☎372128）

参加事業者募集

消費税のインボイス制度に関する説明会

相馬税務署は、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

●日時など

日時	場所	定員
4月21日（木） 15時40分～16時30分	総合福祉センター（はまなす館） 多目的ホール（小泉字高池357）	100人
5月18日（水） 13時30分～14時30分	相馬税務署2階会議室 （中村字曲田92-2）	10人
6月15日（水） 13時30分～14時30分		10人

※事前予約制。各回とも定員になり次第、受け付け終了。

●申込・問い合わせ先 相馬税務署（☎363942）

「POLICE メールふくしま」に登録しましょう

県警メール配信サービス「POLICE メールふくしま」では、事件・事故の発生情報、防犯情報、交通安全情報などをタイムリーに発信しています。

右記のQRコードを読み込む、または「福島県警 メール」と検索し、表示される案内に従って登録ください。

●問い合わせ先 相馬警察署（☎36-3191）



非課税高齢者世帯向け

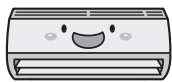
ルームエアコン設置助成

市は、高齢者の熱中症対策のため、高齢者がいる市民税非課税世帯で冷房器具（ルームエアコン）を設置していない世帯を対象に、購入した際の費用の一部を助成します。

●対象となる世帯 次の要件の全てを満たしている世帯

- ▽市内に住所を有し、申請時に65歳以上の高齢者がいる世帯
- ▽市民税非課税世帯
- ▽現在、世帯の居住する住宅に冷房器具が未設置の世帯
- ▽市税を滞納していない世帯
- 対象となる費用 冷房器具本体および設置に要する費用 ※新しい冷房器具の買い替えは対象外。
- 助成額 1世帯当たり、本体および設置費用の70%（助成上限≒3万5千円）
- ※助成は1世帯に対して1回限り。

熱中症対策を
しましょう



ホームページは
こちらから

エアコン設置助成



●申請期限 購入した日から6カ月以内

●申請方法 申請書に必要事項を記入し、左記の必要書類などを持参の上、市役所1階健康福祉課で申請ください。

●必要書類など

- ▽購入した金額と内容が分かる書類（品名や設置費用の明細が分かる領収書など）
- ※原本を持参ください。
- ▽設置した冷房器具の写真（設置後の本体と室外機をそれぞれ撮影したもの）
- ※電源工事をした場合は、その工事場所などの写真も必要です。
- ▽申請者名義の通帳（助成金を振り込む口座）
- ◎詳細はホームページを確認ください。
- 申請・問い合わせ先 健康福祉課（☎372174）

高齢者とその家族の皆さんへ

高齢者の生きがいと健康づくり （ふれあいサロン、 生き生きクラブ）

老人憩の家清流荘、またはニチイケアセンター宇多の郷を利用して、家に閉じこもりがちな高齢者の社会的孤立感解消を目的に、ふれあい交流活動、健康増進事業などを行います。

●対象者 要支援・要介護認定を受けていない家に閉じこもりがちな高齢者のみの世帯

◎詳細は問い合わせください。

●利用料 実費負担

※昼食を持参しない方は実費負担で弁当を頼むことができます。

●留意事項 利用を希望する方は各地区民生委員、または市役所1階健康福祉課に相談ください。調査に伺います。



はり、きゅう、 マッサージなどの 施術費助成

在宅で家族を介護する方が市の指定する施術者のもと、はり、きゅう、マッサージなどの施術を受ける場合に、1回につき1,000円を助成します。

※介護を受けている方1人につき年度内に6回まで。

※市が送付するサービス券を利用し、差額を支払ってください。

●対象者 次の要件を全て満たす方

- ▽市内に住所を有する方
- ▽左記に記載する介護が必要な方と同居し、日常的に介護している方

●介護を受けている方の要件

- ▽市内に住所を有する方
- ※施設などの入所者は除く。
- ▽要介護4以上の認定を受けた方

●申請に必要な物

- ▽介護を受けている方の介護保険証

訪問理美容 サービス

在宅で介護を受けている方が相馬市理容組合加盟店の在宅訪問による理容サービスを受ける場合に、1回につき1,000円（年度内に2回まで）を助成します。

※市が送付するサービス券を利用し、差額を支払ってください。

●対象者 次の要件を全て満たす方

- ▽市内に住所を有する方
- ※施設などの入所者は除く。
- ▽要介護3以上の認定を受けた方または身体障がい者手帳一級所持者

●申請に必要な物 介護保険証または身体障がい者手帳

【共通事項】

●申し込み方法 利用を希望する方は、市役所1階健康福祉課で申請ください。

●問い合わせ先 健康福祉課（☎372174）

放課後子ども教室スタッフ募集

市は、市内小学校などに「放課後子ども教室」を開設しています。

子どもたちの健やかな成長のため、地域の大人が関わりながら放課後に子どもたちの安全な居場所をつくる取り組みです。

難しい資格や経験の有無、年齢制限などはありません。

子ども教室スタッフとして活動に参加してみませんか。

●場所 市内小学校など

●時間 放課後（1～2時間程度、週1～3回）

●対象児童 学校によって異なりますが低学年が中心です。

●開設期間 5月下旬～令和

5年2月末

●活動内容 放課後の子どもたちの遊びを見守る活動が中心です。具体的には、読み聞かせ、トランプ、将棋、ボード

ミントン、なわとび、昔遊び、折り紙などのほか、教室ごとにさまざまな活動を行っています。

※実際の活動内容を見学してから決めることもできますので、希望する方は問い合わせてください。

●保険 市教育委員会にて団体保険に加入します。

●謝金 1時間当たり700円

●申込・問い合わせ先 生涯学習課（☎372187）

道の駅そうま物産館 臨時休館のお知らせ

施設の改装のため、当面の間、休館します。

●休館する施設 物産館

※再開は夏ころを予定。

●利用可能な施設

▽駐車場

▽道路情報施設

▽トイレ

●問い合わせ先

商工観光課（千客万来館内）（☎26-4848）



会員募集

令和4年度
相馬愛育園
親子教室
（アイアイ広場）

遊びを中心として、子育てを考える「親子教室」を開催します。

子育ての仲間を作り、親子で交流しましょう。

●対象 幼稚園入園前の児童と、保護者または祖父母など

●日時 毎週木曜日 10時～11時30分（計33回）

※5月12日（木）開講予定。

※学校長期休業期間は休み。

●定員 25組

●募集期間 4月4日（月）～20日（水）

※申込用紙は、相馬愛育園で配布します。

※申し込みが多数の場合、児童センターなどの親子教室に登録している方は登録できな

ない場合があります。

※4月下旬に、入会の案内を送付します。

●問い合わせ先 相馬愛育園（☎365591）

地震による家具などの転倒・落下を防止しましょう

転倒・落下を防止しましょう

平成7年に発生した阪神・淡路大震災で、建物の中で人がをとした人の約半数は家具の転倒、落下が原因だったという調査結果があります。

本市においても3月16日に大きな地震がありました。

自宅の地震対策として、家具の転倒防止は非常に重要です。

自分の命は自分で守るため、また火災の発生や避難の妨げになるのを防ぐため、

引っ越しや模様替えに合わせて自宅の地震対策を確認しましょう。

●主な転倒防止方法

▽テレビとテレビ台の間に粘

災害に 備えましょう！

災害はいつ、どこで起きるかわかりません。災害が起きても慌てずに行動できるよう、事前の備えが大切です。



●事前の備え

▽防災メールの登録

▽ハザードマップの確認

▽避難所の場所や避難ルート、避難方法の確認

▽非常持ち出し品（非常食や水、薬、貴重品など）の確認と準備

●問い合わせ先

地域防災対策室（☎37-2121）

着マットを設置する
▽家具などはL型金具で壁に固定する、またはポール式器具などで天井に固定する
▽食器棚は観音扉に止め金をつけたら、ガラス飛散防止のフィルムを貼る

●そのほかの地震対策

▽扉の前など避難の妨げとなる場所には家具を置かない

▽寝室に家具を置く場合は、寝床に倒れない工夫をする

▽落下によるけがを防ぐため、重いものは家具の下部に収納する

●問い合わせ先

地域防災対策室（☎372121）

人体に有害なPCBを使用した 低圧進相コンデンサーを 探しています

低圧進相コンデンサーは、振興局に連絡ください。

モーターで稼働する設備や業務用冷凍庫、農業用乾燥機などの電気機器の力率を改善するため、壁や配電盤などに設置されています。

特に、昭和52年までに設置された設備を管理している方は、低圧進相コンデンサーが設備に含まれていないか、機器自体を廃棄したあと低圧進相コンデンサーだけがそのまま壁に残っていないかを確認ください。

発見した場合は、相双地方

●低圧進相コンデンサーの例



低圧進相コンデンサー



相馬市公式ライン

@soma_city



【友だち登録方法】

LINE アプリ内の友だち検索でID 検索を行う、またはQR コードを読み込む。

◎市政情報のほか、緊急情報（災害、防犯情報など）などを随時発信しています。

- 3キログラム未満の高濃度PCB使用の低圧進相コンデンサーの処分期限 令和5年3月31日
- ※期限を経過すると事実上処分が不可能になります。
- ◎詳細は県ホームページを確認ください。
- 問い合わせ先 相双地方振興局（☎261237）

国民生活 基礎調査

厚生労働省は、次の調査対象地域で国民生活基礎調査を実施します。調査への理解と協力をお願いします。

●調査対象地域 新沼字刈敷田地区の一部

●調査票の種類と対象

▽世帯票Ⅱ世帯および世帯員

▽健康票Ⅱ世帯員

▽介護票Ⅱ介護保険法に基づく要介護者および要支援者

●調査期間 4月中旬～6月中旬

※県知事が任命し、身分証を携帯した統計調査員が4月中旬に調査対象地域の世帯を把握するため調査区内を巡回し、5月中旬に対象となった世帯を戸別訪問し、調査票を配布します。

※基準日Ⅱ6月2日（木）

●結果の利用 福祉対策、医療保険・年金制度運営、高齢者対策、母子・児童対策などの各種厚生労働行政施策に利用

●問い合わせ先 相双保健所（☎261324）

（仮称）丸森風力発電事業 環境影響評価準備書の 縦覧および意見の受け付け

環境影響評価法に基づき、（仮称）丸森風力発電事業に係る環境影響評価準備書を縦覧します。

●縦覧場所

▽市役所1階生活環境課

▽玉野出張所（玉野公民館）

※事業者ホームページでインターネットによる公表も行っています。

●縦覧期間 4月15日（金）

5月16日（月）8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

●準備書に対する意見

縦覧場所に備え付けてある意見書箱に投函または事業者ホームページから様式をダウンロード

自筆証書遺言書保管制度のお知らせ

自筆証書遺言書保管制度は、自身で作成した遺言書を法務局が保管する制度です。

法務局に預けることで、紛失や亡失、改ざんや隠匿の恐れがなく、遺言者の死亡後に法務局から相続人に遺言書が

保管されている旨の通知をします。

円満で円滑な相続のために保管方法の選択肢の一つとして検討ください。

●問い合わせ先 福島地方方法務局相馬支局（☎363413）



【講師をしたい方】

ボランティア 市民講師 募集

資格など

資格、年齢制限などはありません。教えていただける技術や知識があって、開催場所まで自力で行ける方なら誰でも登録できます。

申し込み方法

市役所 1 階生涯学習課に備え付けの登録用紙がありますので、内容を記入の上、提出ください。

- ①申込書は市役所 1 階生涯学習課に備え付けてあります。
- ②ファクスでの申し込みも可能です。
- ③市のホームページからもダウンロードできます。

まちづくり出前講座



ホームページは
こちらから



【受講したい方】 申し込み方法

Step 1

受講者を
10 人程度
集める

受講資格は市内に在住、在勤、在学している方で、10 人程度で構成する団体、グループです。

Step 2

希望日や場所を
連絡

連絡先は生涯学習課まで。講座が実施可能か講師と連絡調整します。

Step 3

申込書を提出

日程と場所の調整がついたら申込書を市役所 1 階生涯学習課に提出ください。

受講料は無料です。
※講座内容により材料費が必要になる場合があります。

みんなで一緒に楽しく学びましょう!! まちづくり出前講座

まちづくり出前講座とは、市民の皆さんに学習する機会を提供することを目的に、市民の方々が主催する学習会や会合などの場所に市や関係機関の職員、ボランティアの市民講師が出向いて各種講座を行うものです。
この出前講座は、受講者としての利用はもちろん、講師となって日ごろの生涯学習の成果を実践していただくことも可能です。

- ①日程調整の電話は講座を実施する日の 3 カ月前から 2 週間前までの期間にお願いします。
- ②原則として時間帯は平日 9 時から 17 時までの 2 時間以内です。
- ③場所は受講者側で準備ください。

メニュー以外の内容でも、可能な限り希望に沿える講座を用意します。

◎詳細は、問い合わせください。

●申込・問い合わせ先 生涯学習課

▽☎ 37-2187

▽ファクス 37-2617

▽メールアドレス

sy-syogai@city.soma.lg.jp

出前講座メニュー表

A 行政のしくみ・計画・制度・取り組みに関すること

No.	講座名
A-1	相馬市行政経営システムについて
A-2	相馬市のしくみ
A-3	相馬市の家計簿
A-4	知っておきたい税のおはなし
A-5	相馬市の復興計画について
A-6	NPO 設立について
A-7	私にもできる？統計調査員
A-8	基幹統計調査について
A-9	相馬市総合計画「相馬市マスタープラン 2017」について
A-10	相馬市の復興（東日本大震災を乗り越えて）（新）
A-11	戸籍のしくみについて
A-12	マイナンバー制度について
A-13	市議会のしくみについて
A-14	「選挙」ってなに？
A-15	選挙のはなし
A-16	放射能教育について
A-17	「相続と遺言」「民事信託」「任意後見制度」について
A-18	相続登記や遺言等について（新）

C 健康・子育て・運動に関すること

No.	講座名
C-1	国保特定健診等で医療費ダイエット
C-2	高齢者医療制度について
C-3	国民年金について
C-4	子育て支援について
C-5	児童センターってどんなところ？
C-6	保育所ってどんなところ？
C-7	知っておきたい！障がい者福祉
C-8	知っておきたい！高齢者福祉
C-9	認知症を知ろう！（認知症サポーター養成講座）
C-10	介護予防体操教室「骨太けんこう体操教室」
C-11	訪問看護について
C-12	健康講座①高血圧を予防しよう
C-13	健康講座②乳幼児の健康
C-14	健康講座③食育って知ってる？
C-15	思春期の子どもの理解
C-16	健康と体力づくり
C-17	スポーツウェルネス吹矢で健康と生きがい
C-18	介護予防・認知症予防
C-19	誰でもできるストレッチ
C-20	東洋医学を知ろう
C-21	お酒と上手に付き合うためのコツ
C-22	メンタルヘルス講座（新）
C-23	ゲートキーパー講座（新）

B 生活・環境に関すること

No.	講座名
B-1	身近な水辺の水質（河川やお堀など）
B-2	「どんぐり」から森を学ぼう
B-3	相馬市の水道水について
B-4	消費生活と消費者トラブル
B-5	ごみ処理とリサイクル
B-6	地球温暖化と省エネ
B-7	交通安全について

D 歴史・文化・読書・公民館・市民会館に関すること

No.	講座名
D-1	生涯学習って何ですか？
D-2	相馬市歴史資料収蔵館・相馬市郷土蔵について
D-3	中村城及び相馬の名所旧跡
D-4	「御仕法について」
D-5	公民館について
D-6	図書館を探検しよう
D-7	潜入！市民会館の裏側（新）

E 商工業・観光物産・農林業に関すること

No.	講座名
E-1	相馬市の商工業
E-2	相馬の観光と物産
E-3	相馬市の農林水産業について
E-4	農地の無断転用をなくそう
E-5	田畑を他の用途に変更するとき

F 建設に関すること

No.	講座名
F-1	相馬のダムについて
F-2	下水道のある暮らし
F-3	高速道路が出来るまで
F-4	相馬市の公園について
F-5	「道」のはなし
F-6	みんなの暮らしを支える相馬港（新）
F-7	重要港湾 相馬港の果たす役割（新）

G 防災・安全に関すること

No.	講座名
G-1	犯罪や事故による被害について考えてみましょう
G-2	災害救援ボランティア
G-3	防災教育 いのちをみつめる
G-4	相馬市の防災対策について

H 趣味・その他

No.	講座名
H-1	アロマセラピーハンドマッサージ講座
H-2	メディカルアロマセラピー①香りで脳と心のメリハリを！
H-3	メディカルアロマセラピー②日常生活活躍アロマ
H-4	メディカルアロマセラピー③自然の力でお肌をケア
H-5	要介護者に対するアロマセラピーハンドマッサージ
H-6	マヤ暦ガイダンス
H-7	特別メニュー

令和 4 年度春の全国交通安全運動

4月6日（水）～4月15日（金）

4月10日（日）は「交通事故死ゼロを目指す日」です

子どもをはじめとする歩行者の安全確保

●歩行者も交通ルールを守りましょう！

歩行者は自らの安全を守るため、横断歩道を渡るときは、手を挙げるなど運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めましょう。横断中も周りに気をつけましょう。

また入園、入学を迎える4月以降に、園児・児童の歩行中の交通事故が増えています。通園、通学路などの安全を再確認しましょう。



歩行者保護や飲酒運転根絶などの安全運転意識の向上

●横断歩道は歩行者優先です！

横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者やほかの車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

●飲酒運転は絶対にしない！させない！

飲酒運転は運転者本人だけでなく、酒を提供した人や運転させた人、同乗した人も厳しく罰せられます。「このくらいの酒の量なら大丈夫」という過信は禁物です。

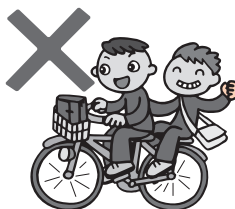
運転する人は「飲酒運転は絶対にしない！」、周りの人も「飲酒運転はさせない！」という意志を持ちましょう。



自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

●福島県自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルール・マナーを守る
 - ▽飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ▽夜間はライトを点灯・反射材着装
 - ▽交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ▽運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- ⑤被害軽減のためヘルメット着用に努める



●問い合わせ先 生活環境課（☎ 37-2144）

自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務化されます

4月1日から自転車利用者（未成年者の場合はその保護者）や、事業活動で自転車を利用する事業者などに自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務化されます。

また、県は自転車の安全で適正な利用を促進し、歩行者、自転車および自動車などが共に安全に通行し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、

8月末まで申請期限を延長

一部損壊住宅修理支援事業補助金

●対象者 令和3年福島県沖地震により被害を受け、罹災証明書で準半壊に至らない（二部損壊）と判定され、20万円以上の修繕工事を実施した方

※住宅以外は対象外。
※すでに補助金を申請した方、準半壊以上の判定をされた方は対象外。

●申請期限 8月31日（水）
●該当する修繕工事 屋根などの基本部分など、日常生活

「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

自転車も車両です。車両の運転者として交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

●問い合わせ先 生活環境課（☎ 372144）



ホームページはこちら

高齢運転者と家族の方へ 運転免許証の自主返納 を考えてみませんか

全国的に高齢運転者による重大事故が多発しています。

次に思い当たる場合、運転免許証の自主返納を考えてみませんか？

▽最近、運転に不安を感じるようになった

▽体力の衰えを感じるようになった

▽標識を見落としてしまうことが増えた（歩行者の発見が遅れてしまった）

▽交通事故を起こしそうになった（事故を起こしてしまった）

【運転免許証自主返納のメリット】

有効期限内に運転免許証を自主返納すると、身分証明書として使用できる運転経歴証明書を申請できます。

また、運転経歴証明書を提示してさまざまなサービスを受けることができる運転卒業サポート制度があります。

サービスを受けられるお店などは、下記のポスターが目印です。

※市内には、市連合商栄会な

●問い合わせ先 生活環境課（☎ 372144）

ホームページはこちら

●問い合わせ先 生活環境課（☎ 372144）



ど支援事業を行っている多数の事業者がいます。

◎市は、65歳以上の方を対象とした「おでかけミニバス」を運行していますので、移動手段の一つとして利用ください。

◎自主返納の手続きは相馬警察署へ。

◎県内の運転免許証自主返納者へのサポートなどの詳細は、県生活交通課のホームページを確認ください。

ホームページはこちら



●問い合わせ先 生活環境課（☎ 372144）

～市内 20 ルート～ おでかけミニバス運行中 !!

市は、65歳以上の方の買い物支援と中心市街地活性化を目的として「おでかけミニバス」を運行しています。

◎詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先 企画政策課（☎ 37-2132）



「相馬ブランド」

認証商品を募集！

市観光協会は、市内の優れた素材・技術を活かし、土産などに適した魅力ある加工食品である相馬ブランドを募集します。

審査の後、相馬ブランドの認証を受けた商品は、パッケージなどに認証商品であることを表示する認証マークを付けることができます。

募集内容は、次のとおりです。

●募集期間 4月18日(月)～5月20日(金)

※土・日曜日、祝日を除く。

●募集対象 加工食品

●応募資格

▽市内に住所を有する個人または事業者など

▽生産過程で各法令や基準などに違反しておらず、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情などに対応できると



認証マーク



@soma_city

相馬市公式ツイッターです。
随時、市からのお知らせをお伝えしています。

ホームページはこちら

市観光協会



●応募方法 応募用紙に必要な事項を記入の上、市観光協会に提出(審査方法などの詳細は応募用紙に記載)

※応募用紙は市観光協会配布するほか、市観光協会ホームページからダウンロードできます。

●応募・問い合わせ先 市観光協会事務局(千客万来館内)

(☎353300)

〒976-0004

中村字北町55-1

自衛隊 幹部候補生募集

自衛隊幹部候補生採用試験を次のとおり行います。
※受験案内の配布や採用人員などの詳細は、問い合わせください。

募集種目	試験期日 (1次試験)	応募資格 (令和5年4月時点)	受付期限
一般幹部候補生 (大卒程度試験)	陸上自衛隊	22歳以上26歳未満 ※20歳以上22歳未満の大卒(見込み含む)の者、 28歳未満の修士課程修了者など(見込み含む)も 受験可能。	4月14日(木)
	海上自衛隊		
	航空自衛隊		
一般幹部候補生 (院卒者試験)	陸上自衛隊	修士課程修了者などで、 20歳以上28歳未満の者	6月16日(木)
	海上自衛隊		
	航空自衛隊		

●問い合わせ先 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所
(☎ファクス 234712)

図書館からのお知らせ

受講生募集

文学講座

図書館は、優れた文学作品に接し「心の豊かさ」を育むため「文学講座」を次のとおり開催します。

●日時 5月(令和5年1月の毎月第1土曜日(全9回))

●時間 13時30分

●場所 振興公社振興ビル6階 第二会議室

●内容 「源氏物語」を読む
平安時代中期の「源氏物語」を読み進めます。

源氏物語は華やかな王朝文化を背景とした全54巻に及ぶ長編物語です。

今年は前半部、主人公光源氏の前半生まで、節目となる巻をたどって原文と現代語訳で読み進めます。

●講師 武内義明先生(元相馬高校教諭)

●受講料 3,000円(テキスト代など)

●対象 市内または近隣市町村在住の20歳以上の方

●定員 30人

受講生募集

古文書学習会

相馬中村藩政時代の古文書を解説し、相馬の歴史を学ぶとともに古文書の読み方を学習します。

どなたでも参加できますので、興味のある方はぜひ申し込みください。

●日時 5月(令和5年3月の毎月第2木曜日)

●時間 9時30分～12時

●場所 振興公社振興ビル5階 501会議室

●内容 相馬中村藩政時代の古文書を解説

●講師 藤原一良先生(元高校教諭)

●受講料 2,000円(テキスト代)

【共通事項】

●申し込み方法 図書館に直接申し込みください。随時受け付けています。

●問い合わせ先 図書館

(☎372630)